

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長
坂 本 雅 彦
(公 印 省 略)

19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定基準額の変更及び認定の取扱い
について（通知）

日頃から、共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。
この度、地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正に伴い、標記の者に係る認定基準額が変更されました。これを受け、公立学校共済組合東京支部（以下「公立共済」という。）における被扶養者の認定について、下記のとおり取り扱うことといたしました。
つきましては、本取扱いについて組合員に御周知いただくとともに、被扶養者認定等の手続に当たり適切な事務処理をお願いいたします。

記

1 変更の趣旨

令和 7 年度税制改正大綱において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策の観点から、所得税法上、特定親族（配偶者は含まない。）を扶養する場合における特定扶養控除の見直し等が行われたことを踏まえ、当該税制改正の趣旨との整合性を図る観点から、被扶養者の認定要件のうち、認定基準額を見直すこととされたものです。

2 変更の内容

認定対象者（組合員の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満の者（収入の中に障害年金を含む者又は障害年金受給程度の障害を有する者を除く。）である場合にあっては、被扶養者の認定基準額が 130 万円から 150 万円に変更されました（被扶養者の認定基準額が下表のとおり引き上げられました。）。

年齢（19 歳以上 23 歳未満）については所得税法上の取扱いに合わせて、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

【被扶養者の認定基準額】（太線枠内が変更箇所）

区分	認定基準額		
	年額	月額	日額
① 60 歳以上の者 ② 収入の中に障害年金を含む者又は障害年金受給程度の障害を有する者（年齢の制限なし）	1,800,000 円 未満	150,000 円 未満	5,000 円 未満
③ その年の 12 月 31 日現在の年齢が 19 歳以上 23 歳未満の者（組合員の配偶者を除く。）（②以外の者）	1,500,000 円 未満	125,000 円 未満	4,167 円 未満
④ 上記①，②，③以外の者	1,300,000 円 未満	108,334 円 未満	3,612 円 未満

- ※ 認定基準額は、福利厚生事務の手引等においては「収入限度額」と表現しています。
- ※ 被扶養者の認定を受けるには、恒常的な収入が認定基準額未満であることが必要です。パート・アルバイト等の給与収入は年額及び月額で、自営業・アパート経営等の事業収入は年額で、雇用保険の失業給付は日額で判断します。

3 適用年月日

令和7年10月1日から適用

※ 適用年月日前の認定基準額は、従前のとおりです。

4 今後の事務手続（以下の方がいる場合に行ってください。）

（1）新規認定手続

新たに認定が可能な方がいる場合は、新規認定手続を行ってください。

福利厚生事務の手引P51～52（特別認定（扶養手当が支給されていない場合））を参照してください。

※ **適用年月日に認定が可能な例**（認定基準額その他全ての認定要件を備えていることが前提です。）
パート・アルバイト等の給与収入・・・令和7年7月～9月の3か月連続で125,000円未満
自営業・アパート経営等の事業収入・・・令和6年分の確定申告における事業収入が150万円未満

※ 認定基準額の変更に伴う新規認定の事実発生日は、令和7年10月1日です。
被扶養者申告書の届出が事実発生日から30日以内に行われない場合には、事実発生日に遡って認定が行われず、所属所受理日からの認定となりますので御注意ください。

（2）要件変更手続（認定継続手続）

収入超過等により扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の認定要件を引き続き備えている方がいる場合は、普通認定から特別認定への要件変更手続を行ってください。

福利厚生事務の手引P53（被扶養者の要件変更）を参照してください。

5 「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&A」（別添1）について

変更の詳細についてQ&Aを作成しましたので、本通知と併せて御確認ください。

なお、今後、内容が更新された場合には、公立共済ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/> に更新後のQ&Aを掲載してお知らせします。

6 チラシの配布について

変更のポイントについてチラシを作成しましたので、組合員の皆様への周知をお願いいたします。

別添2 「19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定の収入限度額が改正されます」

7 関連通知

（1）「地方公務員等共済組合法運用方針の一部改正について（通知）」（令和7年7月23日総行福第210号 総務省自治行政局公務員部福利課長発）

（2）「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」（令和7年7月4日保発0704第2号 厚生労働省保険局長発）

（3）「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定に関するQ&Aについて」（令和7年7月4日事務連絡 厚生労働省保険局保険課発）

※ 上記（2）（3）は、健康保険法に基づく健康保険組合の被扶養者の認定についての取扱いであり、公立共済の被扶養者の認定について定めたものではないので御注意ください。

担当

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

鈴木

電 話 03-5320-6826